明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務九四）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同九五）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同九六）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同九七）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同九八）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同九九）　八
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一八）　九
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五〇八）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業の環境影響評価方法書の説明会の開催・環境影響評価方法書、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党衆議院比例区北海道第3総支部	佐藤　英道	服部　正利	北海道札幌市北区新琴似八条一―三―二	衆議院議員	○	二五、一、四
国民の生活が第一衆議院東海ブロック比例区第3総支部	三輪　信昭	野村　真一	愛知県名古屋市天白区笹原町七〇一	衆議院議員	○	二四、一一、一四
自由民主党東京都参議院比例区第七十九支部	武見　敬三	吉川　敬一	東京都中央区新富二―一四―七	参議院議員	○	二四、一二、二一
新党大地・真民主近畿支部	松木　謙公	大谷　潔	大阪府大阪市北区中津一―一八―一四	衆議院議員	○	二四、一〇、一六
日本維新の会衆議院北陸信越ブロック第一支部	中田　宏	小田原恵美子	富山県富山市金屋三七八三―八	衆議院議員	○	二四、一二、一〇
日本維新の会参議院比例第一支部	片山虎之助	樋川　勲	岡山県岡山市北区富田町二―五―一一	参議院議員	○	二四、一二、七
日本維新の会参議院比例第二支部	中山　恭子	高橋　陽一	東京都新宿区市谷本村町二―四	参議院議員	○	二四、一二、七
民主党参議院比例区第52総支部	喜納　昌吉	亀田　隆	沖縄県那覇市牧志一―二―一	参議院議員	○	二四、一一、一九
みんなの党参議院比例第15支部	藤巻　幸夫	大谷　正人	東京都港区南青山四―二五―一〇	参議院議員	○	二四、一二、二七
みんなの党千葉県第5区支部	木村　長人	木村　長人	千葉県市川市行徳駅前一―二六―一五	衆議院議員	○	二四、一一、一三
みんなの党比例中国第1支部	筒井　信雄	武内　正	広島県広島市中区舟入本町一―一四	衆議院議員	○	二四、一二、一〇